

「島田市中小企業・小規模企業振興基本条例」の制定について

1. 中小企業・小規模企業振興基本条例とは

地方自治体が地域の中小企業・小規模企業の役割を重視し、その振興を行政の柱としていくことを明確にするために策定する理念条例。「中小企業基本法」が1999年に改正され、中小企業振興に対する自治体の責任が明記（※第6条）されたことにより、地域の実情に合わせた振興を行うための条例制定の動きが全国的に広まっていきました。

※第6条「地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を制定し、及び実施する責務を有する」

2. 島田市における制定の背景

- ・市内企業のうち99%以上を中小企業・小規模企業が占め、地域経済に重要な役割を果たしている。
- ・少子高齢化や人口減少、企業間競争の激化など社会情勢の変化により、中小企業・小規模企業は厳しい状況におかれている。
- ・地域の活力向上、経済好転のためには、地域社会全体が中小企業・小規模企業の担っている役割を理解し、成長を支援していくことが必要である。

※その他、市議会や市内経済団体より条例制定の要望があった

(静岡県内の動き)

- ・平成19年に富士市が県内で初めて条例を制定。平成28年には県が制定した。
- ・現在(H30.9.30現在)は県内13市1町と静岡県が条例を制定している。
(富士市、富士宮市、磐田市、三島市、静岡市、藤枝市、沼津市、焼津市、牧之原市、清水町、島田市、菊川市、掛川市、伊豆市、御殿場市)

【資料 1】

3. 条例制定の目的

今後も島田市が持続的な発展を遂げるためには、中小企業・小規模企業の活力ある発展が不可欠。地域社会が一体となりその振興に取り組むことで、豊かで暮らしやすいまちを目指していきます。

中小企業・小規模企業の振興に関し

- 基本的事項を定める
- 市や企業等の役割を明らかにする

中小企業・小規模企業の振興を図る

- 地域経済の発展
- 市民生活の向上

条例の概要

目的

市や関係機関の責務、役割を明らかにするとともに、市の中小企業・小規模企業に関する施策の基本となる事項を定めることで振興を図り、地域経済の発展と市民生活の向上に寄与する。

基本理念

- ・企業の創意工夫、自主的な努力を促進
- ・中小企業は雇用や技術の継承を通じて地域社会において重要な役割をもつという認識
- ・中小企業の振興は創業から発展までのすべての段階で行う必要
- ・中小企業、関係団体、市等の連携

基本的施策

- ・経営の安定、改善、革新
- ・商品開発、販路開拓
- ・人材の確保、育成
- ・労働環境の整備、労働者の福祉向上
- ・他の企業との連携強化
- ・事業の継続及び継承
- ・資金調達の円滑化
- ・創業

責務と役割

<市の責務>

- 振興に関する施策の策定、実施
- 実態の調査、把握
- 関係機関との連携、協力体制の強化
- 中小企業の重要性認識の浸透

<経済団体の役割>

- 経営基盤の強化及び経営の革新を支援
- 自らの支援能力の向上

<大企業の役割>

- 中小企業との連携努力

<中小企業・小規模企業の役割>

- 経営基盤の強化、経営の革新
- 労働環境の整備、労働者の福祉の向上、人材の確保・育成
- 地域社会への貢献

<金融機関の役割>

- 資金供給、経営相談により企業の発展を支援

<教育機関の役割>

- 職業に係る意識の啓発及び人材の育成

<市民の理解及び協力>

- 中小企業への理解
- 製品の購入や役務の利用による協力

<労働団体の役割>

- 労働環境の改善に関する活動
- 地域社会における労働者の地位の向上

意見交換

施策の検討・反映

島田市中小企業・小規模企業振興推進会議

振興に関する必要な事項を調査審議、意見交換することで中小企業の振興に関する施策の推進を図る

本市経済の発展と市民生活の向上

島田市中小企業・小規模企業振興基本条例をここに公布する。

平成30年3月30日

島田市長 染谷 絹代

島田市条例第5号

島田市中小企業・小規模企業振興基本条例

島田市は、市の中央部を大井川が流れ、かつてはその流域で産出される木材の集散地として栄え、さらには温暖な気候を生かして茶を栽培し、製茶技術の進歩や茶園の増大により一大生産地となり、それらに関わる産業を中心として着実に発展してきた。

現在は、豊富な水資源や利便性の高い広域交通機能の活用により多くの企業が定着し、地域経済はもとより、伝統と文化の継承やまちづくりにおいても重要な役割を果たしている。こうした産業の発展がもたらす地域社会の安定は、市内事業所の大多数を占める中小企業・小規模企業のたゆまぬ努力によってもたらされたものである。

しかしながら、近年、急速な少子高齢化の進展による人口の減少をはじめ、企業間競争の激化、経済活動の国際化、消費者の需要の多様化等により、中小企業・小規模企業は、事業所数の減少や売上げの低迷、後継者不足などの厳しい状況に置かれている。

このような状況の中で、地域に活気を取り戻し、経済状況を好転させていくためには、中小企業・小規模企業自らの努力に加え、地域社会全体が中小企業・小規模企業の担っている役割を理解しつつ、その活動を支援していくことが重要である。

ここに、中小企業・小規模企業の振興を本市の重要な施策として位置付け、これを総合的に推進するとともに、企業、市、市民等の役割等を明らかにすることで、中小企業・小規模企業の振興を図り、本市の持続的な発展を目指すため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業の振興に関する基本理念を定め、市の責務、中小企業・小規模企業等の役割並びに市民の理解及び協力を明らかにするとともに、市の中小企業・小規模企業に関する施策の基本となる事項を定め、これらを総合的かつ計画的に推進し、もって本市経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業・小規模企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 大企業 中小企業・小規模企業以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 経済団体 商工会議所法（昭和28年法律第143号）の規定により設立された商工会議所、商工会法（昭和35年法律第89号）の規定により設立された商工会その他の組織を指す。

他中小企業を支援する団体のうち、市内で活動するものをいう。

- (4) 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融に関する業務を行う事業者のうち、市内に本店又は支店を有するものをいう。
- (5) 労働団体 労働条件の維持改善、労働者の福利厚生その他労働者の地位及び福祉の向上を目的として組織された団体であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- (6) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、職業に必要な能力の育成を行う機関等のうち、市内に所在するものをいう。
- (7) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業の創意工夫及び自主的な努力を促進することを基本として行われなければならない。

- 2 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業が年齢、性別、障害の有無等にかかわりなく雇用を創出し、並びに人材を確保し、及び育成し、並びに技術の継承などを通じて地域経済を支えることが地域社会において重要な意義を有するものであるという認識の下に行われなければならない。
- 3 中小企業・小規模企業の振興は、事業の持続的な発展及び新たな事業の創出のため、中小企業・小規模企業の創業から発展に至るまでの全ての段階において行われなければならない。
- 4 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業、大企業、経済団体、金融機関、労働団体、教育機関、市民及び市が相互に連携を図りながら行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、中小企業・小規模企業の実態を調査し、及び把握するとともに、前項に規定する施策に適切に反映させるものとする。
- 3 市は、第1項に規定する施策の実施に当たり、国、静岡県、大企業、経済団体、金融機関、労働団体、教育機関その他関係機関との連携を図るとともに、協力体制の強化に努めるものとする。
- 4 市は、地域社会における中小企業・小規模企業の重要性について、市民の理解を深めるよう努めるものとする。
- 5 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する有用な情報を提供するものとする。

(中小企業・小規模企業の役割)

第5条 中小企業・小規模企業は、創意工夫及び自主的な努力による経営基盤の強化並びに経営の革新（中小企業基本法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。）に努めるものとする。

- 2 中小企業・小規模企業は、労働環境の整備並びに労働者の福祉の向上並びに人材の確保及び育成に努めるものとする。
- 3 中小企業・小規模企業は、事業活動を通じて、地域社会に貢献するよう努めるも

のとする。

(大企業の役割)

第6条 大企業は、中小企業・小規模企業及び大企業が共に地域経済の発展について重要な役割を果たすことを認識し、事業活動を行うに当たっては、中小企業・小規模企業と連携するよう努めるものとする。

(経済団体の役割)

第7条 経済団体は、中小企業・小規模企業が行う経営基盤の強化及び経営の革新を積極的に支援するとともに、自らの支援機能の向上に努めるものとする。

(金融機関の役割)

第8条 金融機関は、資金供給、経営相談その他の方法により、中小企業・小規模企業の発展を支援するよう努めるものとする。

(労働団体の役割)

第9条 労働団体は、中小企業・小規模企業における労働環境の改善に関する活動等を行うことにより、地域社会における労働者の地位の向上に貢献するよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第10条 教育機関は、職場体験活動その他の職業に関する理解を深める学習等を通じて、職業に係る意識の啓発を図るとともに、次世代を担う人材の育成を促進するよう努めるものとする。

(市の施策への協力)

第11条 中小企業・小規模企業、大企業、経済団体、金融機関、労働団体及び教育機関は、市が実施する第4条第1項に規定する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第12条 市民は、中小企業・小規模企業の振興が地域経済の活性化に貢献し、並びに市民生活の安定及び向上に寄与することについて、理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民は、市内において生産され、製造され、若しくは加工された製品を購入し、若しくは消費し、又は市内において提供される役務を利用することにより、中小企業・小規模企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(基本的施策)

第13条 市が実施する第4条第1項に規定する施策は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業・小規模企業の経営の安定及び改善並びに経営の革新に関する施策
- (2) 中小企業・小規模企業の商品開発及び販路開拓に関する施策
- (3) 中小企業・小規模企業における人材の確保及び育成に関する施策
- (4) 中小企業・小規模企業における労働環境の整備及び労働者の福祉の向上に関する施策
- (5) 中小企業・小規模企業と他の企業との連携強化に関する施策
- (6) 中小企業・小規模企業の事業の継続及び承継に関する施策
- (7) 中小企業・小規模企業の資金調達の円滑化に関する施策

(8) 中小企業・小規模企業の創業に関する施策

- 2 前項各号に掲げるもののほか、市は、工事の発注並びに物品及び役務の調達において、中小企業・小規模企業の受注の機会の増大に努めるものとする。

(推進会議)

第14条 第4条第1項に規定する施策の推進を図るため、島田市中小企業・小規模企業振興推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

- 2 推進会議は、中小企業・小規模企業の振興に関する必要な事項を調査審議する。

- 3 推進会議は、委員11人以内で組織する。

- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 中小企業・小規模企業の振興に関する機関及び団体が推薦する者

(3) 市の職員

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

- 5 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 6 委員は、再任されることができる。

- 7 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後に最初に第14条第4項の規定により委嘱され、又は任命される委員の任期は、同条第5項本文の規定にかかわらず、委嘱され、又は任命された日から平成31年3月31日までとする。

島田市規則第55号

島田市中小企業・小規模企業振興推進会議規則をここに制定する。

平成30年9月28日

島田市長 染谷 紗代

島田市中小企業・小規模企業振興推進会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島田市中小企業・小規模企業振興基本条例（平成30年島田市条例第5号）第14条第7項の規定に基づき、島田市中小企業・小規模企業振興推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 推進会議に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 会長は、推進会議の会議の議長となる。
- 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(会議)

第3条 推進会議の会議は、会長が招集する。

- 2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 推進会議の庶務は、産業観光部商工課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。